

10.7 土壤

10.7 土 壤

10.7.1 調 査

(1)調査内容

① その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、土地利用の履歴とした。

(2)調査方法

① 既存資料調査

土地利用の履歴については、過去の地形図や土地利用現況図等の資料を整理した。

(3)調査地域・地点

① 既存資料調査

土地利用の履歴の調査地域は、計画地内とした。

(4)調査期間・頻度

① 既存資料調査

土地利用の履歴については、1917年から2021年までとした。

(5)調査結果

① その他の予測・評価に必要な事項

旧版地図、住宅地図及び空中写真によると、1917年(大正6年)から1955年(昭和30年)まで計画地内は主に農地であり、建物は確認されなかった。また、1956年(昭和31年)には計画地の南側に住宅が、1970年(昭和45年)には企業等の立地が確認され、以降は農地から住宅及び企業用地等への用途変更が増加し、2007年(平成19年)以降は企業等の駐車場及び資材置場等への用途変更が増加しており、現在に至っている。

また、計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある高校や事業場の立地が31箇所確認された。なお、土壌汚染対策法に基づく指定区域(要措置区域、形質変更時要届出区域)は、確認されなかった。

10.7.2 予 測

(1)予測内容

土壌汚染物質の濃度の状況(特定有害物質による汚染状況)とした。

(2)予測方法

本事業における土壌にかかる保全措置を引用し定性的に予測を行った。

(3)予測地域・地点

予測地域は、計画地内とした。

(4)予測時期等

造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期とした。

(5)予測条件

① 造成計画

造成計画は、「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 都市計画対象事業の実施方法 2.6.3 造成計画」に示すとおりである。

② 工事中における環境保全措置

工事中における環境保全対策は、「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.7 工事計画 2.7.5 工事中における環境保全対策」に示すとおりである。

(6)予測結果

計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性がある高校や事業場の立地が確認された。事業場については、特定有害物質の取扱の可能性があるものの、まだ操業中であるため、今後、使用が終了した後に本事業の工事の実施前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の手続きの中で適切に対応していく。

また、高校については、令和7年度末に校舎を閉じる予定である。このため、今後土地利用が変わる際は「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の手続きの中で適切に対応していく。

以上の措置により、造成等の工事に伴う土壌汚染にかかる影響は、最小限に抑制できるものと予測された。

10.7.3 評価

(1)評価方法

① 回避・低減の観点

土壌への影響が事業により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

②基準、目標等との整合の観点

表 10.7.3-1 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.7.3-1 造成等の工事に伴う土壌への影響に係る整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
造成等の工事に伴う土壌の影響	新たな土壌汚染を発生させないこと。

(2)評価結果

①回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、土壌への影響の回避・低減に努める。

- ・地歴調査により、特定有害物質の取扱の可能性があると考えられた場所を改変する場合は、「土壌汚染対策法」に基づく手続きの中で適切に措置を実施する。

したがって、本事業の実施に伴う土壌の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。

②基準、目標等との整合の観点

計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性がある高校や事業場の立地が確認された。事業場については、特定有害物質の取扱の可能性があるものの、まだ操業中であるため、今後、操業が停止した後に本事業の工事の実施前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の手続きの中で適切に対応していく。

また、高校については、令和7年度末に校舎を閉じる予定である。このため、今後土地利用が変わる際は「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の手続きの中で適切に対応していく。

したがって、本事業の実施に伴う土壌の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

